

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 茨城県小美玉市野田1478番地1

氏名 株式会社 三久
代表取締役 深川 忠弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。



千葉県知事 鈴木 栄治

許可の年月日 令和2年9月28日

許可の有効年月日 令和7年8月3日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻, イ 汚泥, ウ 廃油, エ 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む, 自動車等破砕物を除く), オ 紙くず, カ 木くず, キ 繊維くず, ク 動植物性残さ, ケ ゴムくず, コ 金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む, 自動車等破砕物を除く), サ ガラスくず, シ 陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む, 自動車等破砕物を除く), シ 鋳さい, ス がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む), セ ばいじん
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※ 「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※ 「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 27年 8月 4日 新規許可
令和 2年 9月 28日 更新許可・変更届 (役員変更)

4. 積替え許可の有無

存・無

(積替え許可を有している場合には, 市名及び許可番号を記載すること。)

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

存・無

備考

市長が交付する許可証については, 積替え許可の有無の記載は不要とすること。